

熱中症特別警戒情報等の運用に関する指針

令和 6 年 2 月 27 日

(令和 8 年 4 月 1 日改定)

環境省大臣官房環境保健部

1. 背景・経緯、本指針の目的

(1) 背景・経緯

熱中症とは、体温を平熱に保つために汗をかいた際、体内の水分や塩分（ナトリウム等）の減少や血液の流れが滞ることのほか体温が上昇して重要な臓器が高温にさらされることにより発症する障害の総称であり、死に至る可能性のある病態である。適切な予防や対処が実施されれば、死亡や重症化を防ぐことができるにもかかわらず、熱中症による救急搬送人員は毎年数万人を超え、死亡者数は5年移動平均で1,000人を超える高い水準で推移している。熱中症は、全ての世代の国民の生命や生活に直結する深刻な問題である。

このため、今後起こり得る極端な高温も見据え、第211回国会で成立した気候変動適応法及び独立行政法人環境再生保全機構法の一部を改正する法律（令和5年法律第23号。以下同法による改正後の気候変動適応法を「改正適応法」という。）では、熱中症の発生の予防を強化する仕組みを創設する等の措置を講じ、熱中症対策を一層推進することとされた。改正適応法に盛り込まれた具体的な措置としては、現行の熱中症警戒アラートを「熱中症警戒情報」として法律に位置づけるとともに、より深刻な健康被害が発生し得る場合に、一段上の「熱中症特別警戒情報」を公表すること等を追加した。

また、改正適応法第16条に規定する熱中症対策実行計画（令和5年5月30日閣議決定）において、現在は未発生であるが今後発生の可能性がある健康被害を生じる極端な高温に備え、国、地方公共団体、事業者等の全ての主体において、起こり得る影響を十分に認識し、効率的かつ機動的な対応ができるよう事前に必要な対策を整理し、準備することが求められている。

(2) 本指針の目的

本指針は、改正適応法第18条及び第19条の規定に関する、熱中症警戒情報、熱中症特別警戒情報の発表等について定めるものであり、各地方公共団

体等が、自らの地域の実情等に応じて熱中症警戒情報を適切かつ効率的に活用し、法令に基づく熱中症特別警戒情報の通知体制を構築できるようまとめたものである。なお、本指針については、関係する制度改正や社会情勢の変化等により、必要に応じて見直しを行うものとする。例えば、運用に当たっての課題としては、発表単位の細分化や地形・暑さ指数情報提供地点数の影響、地域や時期による暑熱順化の程度の差、予報精度の精緻化などが挙げられるため、今後のデータ蓄積の結果、専門家の研究状況等も踏まえながら、引き続き検討を行う。

2. 熱中症警戒情報及び熱中症特別警戒情報の法令上の位置づけ

(1) 熱中症警戒情報

環境大臣は、気温が著しく高くなることにより熱中症による人の健康に係る被害が生ずるおそれがある場合に、熱中症警戒情報を発表し、必要に応じて放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

(2) 熱中症特別警戒情報

ア. 環境大臣は、気温が特に著しく高くなることにより熱中症による人の健康に係る重大な被害が生ずるおそれがある場合に、熱中症特別警戒情報を発表し、関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

イ. 都道府県知事は、環境大臣から通知を受けたときは、関係市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）にその旨を通知しなければならない。

ウ. 市町村長は、都道府県知事から通知を受けたときは、当該通知に係る事項を住民及び関係のある公私の団体に伝達しなければならない。

3. 熱中症警戒情報及び熱中症特別警戒情報の発表基準等

(1) 熱中症警戒情報

ア. 発表基準

暑さ指数※（WBGT：Wet Bulb Globe Temperature、湿球黒球温度。以下「暑さ指数（WBGT）」という。）33（予測値）※※以上は、熱中症搬送者が大量に発生するタイミングと良く対応しており、搬送者数のピーク（第一波）を捕捉していたことから、改正適応法施行前の令和5年度までの熱中症警戒アラートは、熱中症の危険性に対する「気づき」を促すものとして、気象庁の「府県予報区」等内において、いずれかの暑さ指数情報提供

地点における翌日・当日の日最高暑さ指数（WBGT）が 33（予測値）に達する場合に発表する形で全国運用を開始した。その後の検証においても、暑さ指数（WBGT）33 以上では、おおむね 7 割以上の大量搬送の捕捉率であった。これらを踏まえ、まずは機械的に「府県予報区等内において、いずれかの暑さ指数情報提供地点における、翌日・当日の日最高暑さ指数（WBGT）が 33（予測値）に達する場合」に発表することとする。

※暑さ指数（WBGT）は、小数点第一位を四捨五入した値。大量搬送とは、47 都道府県を気象庁で用いている 11 地方区分に分けて、2016 年～2021 年の 6 月から 9 月までの各地方区分における日あたり救急搬送者数を少ない方から順に並べ、95 パーセンタイル値（上位 5%）に当たる搬送者数以上となった場合を大量搬送と定義。捕捉率とは、大量搬送発生時に基準値以上の暑さ指数（WBGT）を発表できていた割合。なお、11 地方区分は、北海道地方、東北地方、関東甲信地方、北陸地方、東海地方、近畿地方、中国地方、四国地方、九州北部地方（山口県含む）、九州南部・奄美地方、沖縄地方。

※※予測値の算出については別紙 1 参照

イ. 発表のタイミング等

「前日午後 5 時頃及び当日午前 5 時頃時点における予測値」を基に発表することとする。

日最高暑さ指数（WBGT）を 33 以上と予測した日の前日午後 5 時頃に「第 1 号」を発表し、当日午前 5 時頃には「第 2 号」を発表する。なお、前日午後 5 時頃に発表した地域については、当日の予測が 33 未満に低下した場合においても、当日午前 5 時頃に「第 2 号」を発表する。当日の予想から日最高暑さ指数（WBGT）を 33 以上と予測した地域については、当日午前 5 時頃に「第 1 号」を発表する。

また当該情報の有効期間は、前日午後 5 時頃に「第 1 号」を発表した場合は、当日午前 0 時から午後 11 時 59 分までとし、「第 2 号」で追加された場合は、「第 2 号」発表時から当日午後 11 時 59 分までとする。また、当日 5 時頃に「第 1 号」を発表した場合は、発表時から当日午後 11 時 59 分までとする。

終了時は夜間となることから、改めて発表は行わない。

ウ. 地域単位

気象庁の「府県予報区」等単位で発表する。

エ. 伝達方法

環境省は、ホームページ等において発表し、必要に応じ放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関の協力を求めて、これを一般に周知する。また、気象庁は、サブルートとして、気象情報として気象情報伝送処理システム（アデス）等を通じた周知を行う。

(2) 熱中症特別警戒情報

ア. 発表基準

熱波は都道府県の域を超えて広域に発生するため、都道府県内において、全ての暑さ指数情報提供地点（気候変動適応法施行規則の別表情報提供地点の欄に掲げるものを除く。）において暑さ指数（WBGT）35に達する場合は、過去に例のない危険な暑さであり、熱中症救急搬送者数の大量発生を招き、医療の提供に支障が生じるような、人の健康に係る重大な被害が生じるおそれがある。これらを踏まえ、「都道府県内において、全ての暑さ指数情報提供地点（気候変動適応法施行規則の別表情報提供地点の欄に掲げるものを除く。）における、翌日の日最高暑さ指数（WBGT）が35※（予測値※※）に達する場合」に発表することとする。（ただし、自然的社会的状況を考慮し、エ. に掲げる場合にも発表を行う。）

※暑さ指数（WBGT）は、小数点第一位を四捨五入した値

※※予測値の算出については別紙1参照

イ. 発表のタイミング等

暑さ指数（WBGT）は当日を含め3日目まで予測可能であるが、改正適応法施行前の令和5年度までの熱中症警戒アラートは前日における予測値（前日午後5時頃及び当日午前5時頃時点における予測値）を用いて判断している。そのため、同様に、「熱中症特別警戒情報についても前日における予測値で判断」する。（前日午前10時頃時点における翌日の予測値で判断し、前日午後2時頃に発表）また、当該情報の有効期間は、当日午前0時から午後11時59分までとする。終了時は夜間となることから、改めて発表は行わない。

なお、当日午前10時時点における当日の予測値において基準に達することが予測される際には、翌日の予測値も基準値に達し熱中症特別警戒情報が発表される場合において合わせて周知することにより、最善の情報提供を行うよう努める。

ウ. 地域単位

熱波は広域性であること、発表単位の地域内全てに指定暑熱避難施設の開放義務がかかることから、「都道府県単位」とする。

エ. ア. 以外の自然的社会的状況に関する発表基準

自然的社会的状況に基づく熱中症特別警戒情報の発表については、それぞれの事象発生時に、暑さの状況や停電・断水の発生等の状況を可能な限り情報収集し、熱中症警戒情報の発表状況も考慮して、その都度、発表の有無を判断していくこととする。

オ. 伝達方法

改正適応法においては、環境大臣から都道府県知事に、都道府県知事から市町村長に「熱中症特別警戒情報」を通知することとしていることから、環境大臣から都道府県知事への通知については、環境省担当から都道府県担当宛にメールにて通知を送付し、併せて受領確認を行う。

都道府県、市町村（特別区を含む。以下同じ。）において、地域の実情に応じて、記者会見、報道発表、都道府県・市町村の情報伝達システム、防災無線、Ｌアラート、メール、電話、回覧、広報紙、声かけ等を活用して速やかに情報発信を行う。

他関係府省庁においても、それぞれが有する様々なルートやツールを通じて熱中症特別警戒情報を広く国民に届けるとともに、一層の予防行動が必要なことを強く呼びかける。

例：気象庁は、熱中症特別警戒情報が発表された際には、気象に関する今後の見通しや解説を行うための情報の中で熱中症特別警戒情報の発表状況に言及し、サブルートとして周知に協力する。

改正適応法では、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならないとなっていることから、環境省から通常の報道発表に限らず、緊急の記者会見を開く等により報道機関の協力を得て、迅速な伝達を行う。

熱中症特別警戒情報を発表するタイミングとしては、当該指定暑熱避難施設の存する区域に係る熱中症特別警戒情報が発表されたときは当該指定暑熱避難施設を開放しなければならないことから、開放のための準備の時間を確保するため、前日午後２時頃に発表する。

カ. 参考（過去に例のない危険な暑さ等について）

2012年～2025年では、2020年8月11日の埼玉県において、県内の全ての暑さ指数情報提供地点における日最高暑さ指数（WBGT）が34以上を

記録した。

※暑さ指数（WBGT）は小数点第一位を四捨五入した値。2012年以降に追加となった地点がある。

暑さ指数（WBGT）35の日は、熱中症による救急搬送人員が10万人当たり1.61人と想定される（第4回熱中症対策推進検討会 参考資料5）。

2021年、カナダ・ブリティッシュコロンビア州において、熱中症の死者が増加し始めた6月27日（死亡者：56人/日（人口10万人当たり1.1人/日））のリットンの暑さ指数（WBGT）は、34.9と推計されている（第4回熱中症対策推進検討会 参考資料5）。

4. 熱中症警戒情報及び熱中症特別警戒情報の運用期間

熱中症の発症のリスクが高まる5月より前から効果的な熱中症予防行動を促すため、熱中症警戒情報及び熱中症特別警戒情報の運用期間について、5月の大型連休前に開始し、概ね4月第4水曜日～10月第4水曜日とする。

なお、令和7年度までの実績では、熱中症警戒情報の最早日は、沖縄県において、令和3年における5月12日（八重山地方）であるが、今後温暖化の影響で、早期の注意が必要な可能性がありうることを踏まえ、運用期間等の在り方については引き続き令和8年度以降も検討を行う。

5. 熱中症警戒情報及び熱中症特別警戒情報の目的

（1）熱中症警戒情報

熱中症の危険性に対する「気づき」を促すもの。

（2）熱中症特別警戒情報

自助で熱中症予防行動をとることが基本であるが、気温が特に著しく高くなることにより重大な健康被害が生じるおそれがある場合には、これが難しい場合もあることから、家族や周囲の人々による見守りや声かけ等の共助や公助が重要である。そのため、自助を原則として、個々人が最大限の予防行動を実践するとともに、共助や公助として、個々人が最大限の予防行動を実践できるように、国、地方公共団体、事業者等全ての主体において支援する。

また、改正適応法に基づき、事前に市町村長が市町村の区域内に存する施設を指定暑熱避難施設として指定している場合には、熱中症特別警戒情報が発表される際には、当該指定暑熱避難施設が開放される。

6. 熱中症警戒情報及び熱中症特別警戒情報の名称について

令和3年度から「熱中症警戒アラート」として全国運用を開始し、令和5年度の法改正により「熱中症警戒アラート」が法的に「熱中症警戒情報」として位置づけられた。

「熱中症警戒アラート」は令和3、4年度においても、約7割以上と比較的高い認知度であることから、令和6年度以降も、一般名称として、「熱中症警戒アラート」を活用する。「熱中症警戒アラート」と同じく認知されやすいと考えられることから、「熱中症特別警戒情報」は、「熱中症警戒アラート」の名称を活用して「熱中症特別警戒アラート」を活用する。

7. 熱中症警戒情報及び熱中症特別警戒情報の色について

本指針において、熱中症特別警戒情報、暑さ指数（WBGT）等について、下記の色の例を示し、推奨を行っていくこととする。

熱中症特別警戒情報が発表される状況は、熱中症救急搬送者数の大量発生を招き、医療の提供に支障が生じるような状況であり、「避難情報に関するガイドライン」※の緊急安全確保が必要な警戒レベル5相当であることから、黒色とする。熱中症警戒情報が発表される状況は、暑さ指数（WBGT）33以上で発表であり、暑さ指数（WBGT）については、おおむね暑さ指数（WBGT）31以上を危険として、警戒レベル3相当の赤色によるリスク評価となっていることから、一段上の別の色として、警戒レベル4相当の紫色とする。

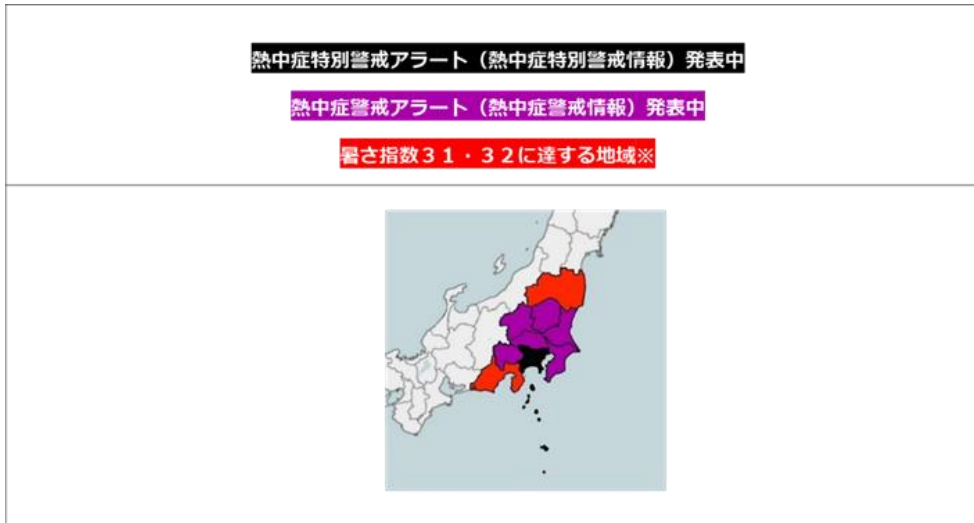
また、暑さ指数（WBGT）31・32の危険性※※が伝わるように、暑さ指数（WBGT）が31以上と予測される地点がある都道府県については、赤色とすること等によりその危険性が伝わるように努める。なお、運動強度や個々の状況により、暑さ指数（WBGT）が31未満においても、危険な状況となる場合があるため、黒球の付いたWBGT測定機器等を用いて独自に測定することが推奨される。身近な場所での暑さ指数（WBGT）を確認した上で、熱中症予防のための行動が必要である。全国の情報提供地点（841地点）の暑さ指数（WBGT）は、熱中症予防情報サイト（<https://www.wbgt.env.go.jp/>）にて確認が可能である。

※避難情報に関するガイドライン（内閣府（防災担当））

https://www.bousai.go.jp/oukyu/hinanjouhou/r3_hinanjouhou_guide_line/pdf/hinan_guideline.pdf

※※暑さ指数（WBGT）31以上は、日本生気象学会の指針によると、危険とされており、公益財団法人日本スポーツ協会によると、運動は原則中止とされている。

(例) 熱中症特別警戒情報等の色



注) 熱中症特別警戒情報は黒色、熱中症警戒情報は紫色とする。なお、暑さ指数 (WBGT) 31・32 の危険性が伝わるように、暑さ指数 (WBGT) が 31 以上と予測される地点がある都道府県については、赤色とすること等によりその危険性が伝わるように努める (暑さ指数 (WBGT) が 31 以上と予測される地点がある都道府県について赤色とする上記の例はあくまで例示であり、各伝達者において、熱中症特別警戒情報等と合わせて、各地点の暑さ指数 (WBGT) の併記やリンク等で比較的容易にアクセスできる等の方法も考えられる。)

(R, G, B)

(黒) = (12, 0, 12)、(紫) = (170, 0, 170)、(赤) = (255, 40, 0)

(C, M, Y, K)

(黒) = (30, 40, 0, 100)、(紫) = (50, 85, 0, 5)、(赤) = (0, 85, 95, 0)

8. 熱中症警戒情報及び熱中症特別警戒情報に関するフェーズ毎の対応

(1) 通年 (熱中症警戒情報等の運用期間外 (概ね 10 月第 4 木曜日～ 4 月第 4 火曜日) を含む。)

政府：

○熱中症特別警戒情報を的確かつ迅速に発表するため、運用に関する指針や体制を整備する。

独立行政法人環境再生保全機構：

○地域における熱中症対策の推進に必要な情報の収集、整理、分析及び提供並びに研修

地方公共団体：

(ア) 都道府県及び市町村

○地域において、住民の命と健康を守るため、極端な高温の発生時や

熱中症特別警戒情報の発表時に、市町村や住民等へ適切に通知及び伝達を行う必要があることから、首長の主導の下、地方公共団体内での関係部局間及び対応すべき関係機関の役割の明確化や連携、日頃からの見守り・声かけ体制の活用、施設管理者におけるエアコンの整備や指定暑熱避難施設の確保・運営等に関する事前の準備、災害対策の知見・経験の共有等を通じ、体制整備等を進める。

(イ) 特に都道府県において行うこと

○熱中症特別警戒情報の発表時の関係市町村への伝達体制を構築する。

(ウ) 特に市町村において行うこと

○住民及び関係のある公私の団体への伝達体制を構築する。

○指定暑熱避難施設の指定、指定暑熱避難施設の所在地、開放可能日等の公表を行う。

○熱中症対策普及団体の指定等を行う。

国民：

○熱中症特別警戒情報を含め熱中症に関する意識を高め、適切な熱中症予防行動を取れるように準備を行う。

想定される具体例：

- ・熱中症予防行動の具体例の理解の推奨
- ・熱中症警戒情報等の概要の理解の推奨
- ・暑さ指数（WBGT）等の概要の理解の推奨
- ・熱中症リスクの評価の推奨
- ・適切な熱中症予防行動を取れるように準備を推奨

（具体例：暑さ指数計等（温度計・湿度計を含む。）の準備、エアコンの試運転、管理者がいる場所における役割分担の明確化、事前のマニュアル・ガイドライン・対応方針の整理）

管理者等：

○教育機関、職場、スポーツ施設、イベント会場や避難所のような管理者がいる場所や、管理者がいないことが多い農作業場等においても、毎年一定程度、熱中症が発生している。管理者がいる場等においては、暑さ指数（WBGT）の測定や活用、熱中症警戒情報等の活用、各種ガイドラインやマニュアル類の活用等により、熱中症対策の準備を行う。

(2) 熱中症警戒情報等の運用期間（概ね4月第4水曜日～10月第4水曜日）

政府：

○関係府省庁の連携強化の下「熱中症予防強化キャンペーン」を4月～9月の期間で実施する。時季に応じた適切な熱中症予防行動の呼びかけを行うとともに、狙いを絞った効果的な普及啓発や注意喚起、イベント開催等の広報活動を実施する。

○熱中症について関係府省庁が持つ基礎的な知識や熱中症予防行動等をまとめた国民向けの統一的なマニュアル、ポスターやリーフレット等の普及啓発コンテンツ、関係府省庁の様々なルートやツール及び関係府省庁の熱中症関連の取組を体系的に紹介するポータルサイトを活用し、熱中症予防に関する普及啓発を強化する。

独立行政法人環境再生保全機構：

○地域における熱中症対策の推進に必要な情報の収集、整理、分析及び提供並びに研修

地方公共団体：

(ア) 都道府県及び市町村

○地域住民へ適時、的確な情報の発信と伝達等を行い、地域住民の熱中症予防行動の促進につなげる取組を行う。

(イ) 特に都道府県において行うこと

○関係市町村と連携した地域住民への発信等を行う。

(ウ) 特に市町村において行うこと

○都道府県、関係のある公私の団体と連携した上で、地域住民への発信等を行う。

○指定暑熱避難施設の自主的な開放の促進等を行う。

国民：

○熱中症リスクの評価の推奨（域内の実況値・予測値の把握、実際に活動する場所における暑さ指数（WBGT）等の実測）

○熱中症リスクに応じた、適切な熱中症対策の実施の推奨（からだ（体調、暑さへの慣れ等）への配慮と行動の工夫（暑さを避ける、活動の強さ、活動の時期と持続時間）及び住まいと衣服の工夫。例えば活動する場所における暑さ指数（WBGT）等を実測し、暑さ指数（WBGT）25未満でも、熱中症のリスクがあるため注意、暑さ指数（WBGT）25以上の場合は熱中症に警戒し、特に暑さ指数（WBGT）31以上の場合は危険と認識し、運動等の中止の検討が必要）

管理者等：

- 教育機関、職場、スポーツ施設、イベント会場や避難所のような管理者がいる場所や、管理者がいないことが多い農作業場等においても、毎年一定程度、熱中症が発生している。管理者がいる場等においては、暑さ指数（WBGT）の測定や活用、熱中症警戒情報等の活用、各種ガイドラインやマニュアル類の活用等により、熱中症対策を行う。

（3）熱中症警戒情報発表時

政府：

- 「熱中症警戒情報（熱中症警戒アラート）」として発表及び周知を行う。
- 熱中症予防情報サイトや気象庁ホームページ、各報道機関、地方公共団体、民間企業等によるデジタルサイネージでの放映や災害時情報提供アプリでの提供等の様々なルート、ツールを通じて、熱中症の危険性が極めて高いと予測される際に、熱中症警戒情報を広く国民に届け、熱中症予防行動を促す。

独立行政法人環境再生保全機構：

- 熱中症警戒情報を的確かつ迅速に発表するための調査に係る情報の整理、分析及び提供を行う。

地方公共団体：

（ア）都道府県及び市町村

- 地域住民へ適時、的確な情報の発信と伝達等を行い、地域住民の熱中症予防行動の促進につなげる取組を行う。

（イ）特に都道府県において行うこと

- 関係市町村と連携した地域住民への発信等を行う。

（ウ）特に市町村において行うこと

- 都道府県、関係のある公私の団体と連携した上で、地域住民への発信等を行う。

- 指定暑熱避難施設の自主的な開放の促進等を行う。

国民：

- 熱中症に関する意識を更に高め、適切な熱中症予防行動を取る。

想定される具体例：

- ・屋内では、エアコン等を適切に使用し、涼しい環境で過ごすことの推奨
- ・こまめな休憩や水分補給・塩分補給の推奨
- ・身近な場所での暑さ指数（WBGT）の確認した上での、熱中症予防行動の推奨

- ・ 涼しい環境以外では、原則運動は行わないことの推奨
- ・ 熱中症になりやすい方に見守りや声かけの推奨
- ・ 特に熱中症になりやすい方への積極的な熱中症対策の推奨
- ・ 個々の場所の暑さ指数（WBGT）は、環境によって大きく異なるため、「熱中症予防情報サイト」での確認や独自の測定の推奨

管理者等：

- 教育機関、職場、スポーツ施設、イベント会場や避難所のような管理者がいる場所や、管理者がいないことが多い農作業場等においても、毎年一定程度、熱中症が発生している。管理者がいる場等においては、暑さ指数（WBGT）の測定や活用、熱中症警戒情報等の活用、各種ガイドラインやマニュアル類の活用等により、熱中症対策を行う。

想定される具体例：

- ・ 管理者がいる場所やイベント等については、責任者が、暑さ指数（WBGT）等の確認や実測の上、適切な熱中症対策が取れていることの確認の推奨

（４）熱中症特別警戒情報発表時

政府：

- 熱中症特別警戒情報の発表について、都道府県及び報道機関へ通知及び周知する。＜環境省＞
- 様々なルートやツールを通じて熱中症特別警戒情報を広く国民に届けるとともに、一層の熱中症予防行動が必要なことを強く呼びかける。

独立行政法人環境再生保全機構：

- 熱中症特別警戒情報を的確かつ迅速に発表するための調査に係る情報の整理、分析及び提供を行う。

地方公共団体：

（ア）都道府県及び市町村

- 地域住民へ適時、的確な情報の発信と伝達等を行い、地域住民の熱中症予防行動の促進につなげる取組を行う。

（イ）特に都道府県において行うこと

- 熱中症特別警戒情報の発表時に関係市町村への伝達を行う。
- 関係市町村と連携した地域住民への発信等を行う。

（ウ）特に市町村において行うこと

- 住民及び関係のある公私の団体への伝達を行う。
- 都道府県、関係のある公私の団体と連携した上で、地域住民への発信等を行う。

○指定暑熱避難施設の開放の促進等を行う。

国民：

- 各自が熱中症予防行動をとることが基本であることから、熱中症になりやすい方のみならず全ての国民による自助の徹底
- 気温が特に著しく高くなることにより重大な健康被害が生じるおそれがある場合には、自助が難しい場合もあることから、家族や身近な人々による見守りや声かけ等の共助等積極的に行うことの徹底

管理者等：

- 教育機関、職場、スポーツ施設、イベント会場や避難所のような管理者がいる場所や、管理者がいないことが多い農作業場等においても、毎年一定程度、熱中症が発生している。管理者がいる場等においては、暑さ指数（WBGT）の測定や活用、熱中症特別警戒情報等の活用、各種ガイドラインやマニュアル類の活用等により、熱中症対策を行う。

想定される具体例：

- ・管理者がいる場所やイベント等については、責任者が、暑さ指数（WBGT）等の実測の上、適切な熱中症対策が取れていることを確認し、適切な熱中症対策が取ることができない場合は中止・延期の検討の推奨

熱中症警戒情報及び熱中症特別警戒情報に関するフェーズ毎の国民へ呼び掛ける行動の整理表

	通年（熱中症警戒情報等の運用期間外 （概ね10月第4木曜日～4月第4火曜日）を含む。）	熱中症警戒情報等の運用期間 （概ね4月第4水曜日～10月第4水曜日）	熱中症警戒情報発表時の対応	熱中症特別警戒情報発表時の対応
目的	熱中症特別警戒情報を含め熱中症に関する意識を高め、適切な熱中症予防行動を取れるように準備を促す	熱中症特別警戒情報を含め熱中症に関する意識を高め、適切な熱中症予防行動を取るよう促す	熱中症の危険性に対する「気づき」を促す	個々人が最大限の予防行動を実践するとともに、共助や公助として、個々人が最大限の予防行動を実践できるように、国、地方公共団体、事業者等全ての主体において支援
提供する情報	<ul style="list-style-type: none"> ○熱中症の社会的負荷 ○熱中症予防行動の具体例の提示（エアコンが使用できない場合の代替の熱中症予防行動を含む。） ○熱中症警戒情報等の概要 ○暑さ指数（WBGT）等の概要 			
	上記を情報提供	上記に加えて、下記を情報提供 <ul style="list-style-type: none"> ○熱中症予防情報サイト（環境省）における、暑さ指数（WBGT）の提供 ○熱中症警戒情報等の発表の有無 ○熱中症警戒情報等が発表されていない場合においても、個々の状況に応 	上記に加えて、特に下記を強調して情報提供 <ul style="list-style-type: none"> ○熱中症予防行動の具体例の提示（エアコンが使用できない場合の代替の熱中症予防行動を含む。） ○熱中症の危険性が極めて高い気象状況になることが予測されること ○高齢者、こども、持病のある方、からだに障がいのある方、 	上記、左記に加えて、特に下記を強調して情報提供 <ul style="list-style-type: none"> ○熱中症特別警戒情報の概要 ○クーリングシェルター（指定暑熱避難施設）の概要

		<p>じて、適切な熱中症対策が重要であること</p>	<p>肥満の方等が、熱中症になりやすい方であり高リスクであること</p> <ul style="list-style-type: none"> ○予測される日最高暑さ指数 (WBGT) ○全国の暑さ指数情報提供地点 (841 地点) の暑さ指数 (WBGT) は、環境省「熱中症予防情報サイト」にて確認できること ○暑さ指数 (WBGT) の値におけるリスクの目安 ○予想最高気温 ○熱中症警戒情報の概要 	
--	--	----------------------------	---	--

	通年（熱中症警戒情報等の運用期間外（概ね10月第4木曜日～4月第4火曜日）を含む。）	熱中症警戒情報等の運用期間（概ね4月第4水曜日～10月第4水曜日）	熱中症警戒情報発表時の対応	熱中症特別警戒情報発表時の対応
呼び掛ける行動	<p>○熱中症予防行動の具体例の理解の推奨 ○熱中症警戒情報等の概要の理解の推奨 ○暑さ指数（WBGT）等の概要の理解の推奨 ○熱中症リスクの評価の推奨 ○適切な熱中症予防行動を取れるように準備を推奨 （具体例：暑さ指数計等（温度計・湿度計を含む。）の準備、エアコンの試運転、管理者がいる場所においては役割分担の明確化、事前のマニュアル・ガイドライン・対応方針の整理）</p>			
	上記を呼び掛け	<p><u>上記に加えて、下記の行動の呼び掛け</u> ○熱中症リスクに応じた、適切な熱中症対策の実施の推奨（からだ（体調、暑さへの慣れ等）への配慮と行動の工夫（暑さを避ける、活動の強さ、活動の時期と持続時間）及び住まいと衣服の工夫。例えば活動する場所における暑さ指数（WBGT）等を実測し、暑さ指数（WBGT）25未満でも、熱中症のリスクがあるため注意、暑さ指数（WBGT）25以上の場合は熱中症に警戒し、特に暑さ指数（WBGT）31以上の場合は危険と認識し、</p>	<p><u>上記に加えて、特に下記を強調して呼び掛け</u> ○屋内では、エアコン等を適切に使用し、涼しい環境で過ごすことの推奨 ○こまめな休憩や水分補給・塩分補給の推奨 ○身近な場所での暑さ指数（WBGT）を確認した上での、熱中症予防行動の推奨 ○涼しい環境以外では、原則運動は行わないことの推奨 ○熱中症になりやすい方に見守りや声かけの推奨 ○特に熱中症になりやすい方への積極的な熱中症対策の推奨</p>	<p><u>上記、左記に加えて、特に下記を強調して呼び掛け</u> ○各自が熱中症予防行動をとることが基本であることから、熱中症になりやすい方のみならず全ての国民が自助の徹底 ○気温が特に著しく高くなることにより重大な健康被害が生じるおそれがある場合には、自助が難しい場合もあることから、家族や身近な人々による見守りや声かけ等の共助等を、公的な支援である公助も活用し、積極的に行うことの徹底 ○管理者がいる場所やイベ</p>

		運動等の中止の検討が必要)	<p>○個々の場所の暑さ指数 (WBGT) は、環境によって大きく異なるため、「熱中症予防情報サイト」での確認や独自の測定の推奨</p> <p>○管理者がいる場所やイベント等については、責任者が、暑さ指数 (WBGT) 等の確認や実測の上、適切な熱中症対策が取れていることの確認の推奨</p>	<p>ント等については、責任者が、暑さ指数 (WBGT) 等を実測の上、適切な熱中症対策が取れていることを確認し、適切な熱中症対策が取ることができない場合は中止・延期の検討の推奨</p>
--	--	---------------	--	---

9. 熱中症警戒情報及び熱中症特別警戒情報の文

熱中症特別警戒情報等の発表地域・期間についての重要な情報は、視覚的に容易に分かるように、地図、表にて表示予定である。

(1) 熱中症警戒アラート（熱中症警戒情報）の概要（キーメッセージ）

- 熱中症警戒アラートが発表された地域において、気温が著しく高くなることにより熱中症による人の健康に係る被害が生ずるおそれがあるので、他人事と考えず、暑さから、自分の身を守りましょう！！
- まずは、屋内では、エアコン等を適切に使用し、涼しい環境で過ごしましょう。
- その上で、こまめな休憩や水分補給・塩分補給をしましょう。
- 高齢者、こども等は熱中症になりやすいので特に注意し、身近な方からも見守り・声かけをしましょう。
- 皆で、身近な場所での暑さ指数（WBGT）を確認し、涼しい環境以外では、運動等を中止しましょう（皆で熱中症対策を積極的に取りやすい環境づくりをしましょう。）！！

※詳細については、別紙2参照

(2) 熱中症特別警戒アラート（熱中症特別警戒情報）の概要（キーメッセージ）

- 広域的に過去に例のない危険な暑さ等となり、人の健康に係る重大な被害が生じるおそれがあります！！
- 自分の身を守るだけでなく、危険な暑さから自分と自分の周りの人の命を守ってください！！
 - ・具体的には、全ての方が自ら涼しい環境で過ごすとともに、高齢者、こども等の熱中症になりやすい方の身近な方は、熱中症になりやすい方が屋内ではエアコン等を適切に使用し、涼しい環境で過ごせているか確認してください。
 - ・また、校長や経営者、イベント主催者等の管理者は、全ての人が熱中症対策を徹底できているか確認し、徹底できていない場合は、運動、外出、イベント等の中止、延期、変更（リモートワークへの変更を含む。）等を判断してください。
- 今まで普段心掛けていただいている熱中症予防行動と同様の対応では不十分な可能性がありますので、今一度気を引き締めていただいた上で、準備や対応が必要です。

※詳細については、別紙3参照

参考資料

(1) 気候変動適応法（平成三十年法律第五十号）（抄）

（熱中症警戒情報）

第十八条 環境大臣は、気温が著しく高くなることにより熱中症による人の健康に係る被害が生ずるおそれがある場合として環境省令で定める場合に該当すると認めるときは、期間及び地域を明らかにして、当該被害の発生を警戒すべき旨の情報（第二十条において「熱中症警戒情報」という。）を公表し、必要に応じ放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関（次条第一項において「報道機関」という。）の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

（熱中症特別警戒情報）

第十九条 環境大臣は、気温が特に著しく高くなることにより熱中症による人の健康に係る重大な被害が生ずるおそれがある場合として環境省令で定める場合に該当すると認めるときは、期間、地域その他環境省令で定める事項を明らかにして、当該被害の発生を特に警戒すべき旨の情報（以下この節において「熱中症特別警戒情報」という。）を公表し、関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。2 都道府県知事は、前項の規定による通知を受けたときは、関係市町村長（特別区の区長を含む。）にその旨を通知しなければならない。

3 市町村長（特別区の区長を含む。以下この節において同じ。）は、前項の規定による通知を受けたときは、当該通知に係る事項を住民及び関係のある公私の団体に伝達しなければならない。

（調査及び協力）

第二十条 環境大臣は、気象に関する情報、熱中症による人の健康に係る被害に関する情報その他の情報を活用しつつ、熱中症警戒情報又は熱中症特別警戒情報を的確かつ迅速に発表するための調査を行うものとする。

2 気象庁長官は、熱中症警戒情報又は熱中症特別警戒情報の的確かつ迅速な発表に資するよう、環境大臣に対し、気象に関する情報の提供その他の必要な協力を行うものとする。

（指定暑熱避難施設）

第二十一条 （略）

5 指定暑熱避難施設の管理者は、当該指定暑熱避難施設の存する区域に係る熱中症特別警戒情報が発表されたときは、当該熱中症特別警戒情報に係る第十九条第一項の期間のうち前項の規定により公表された開放可能日等において、当該指定暑熱避難施設を開放しなければならない。

(2) 気候変動適応法施行規則（令和6年環境省令第2号）（抄）

（熱中症警戒情報を発表する場合）

第一条 気候変動適応法（以下「法」という。）第十八条の環境省令で定める場合は、特定の日における気圧、気温、相対湿度、日射量、風等の気象に関する情報を基に算出される値（小数点以下の端数があるときは、これを四捨五入する。）の最高値が、府県予報区（気象業務法施行規則（昭和二十七年運輸省令第百一号）第八条第一項に規定する府県予報区をいう。ただし、釧路・根室・十勝地方及び鹿児島県のうち、十勝地方及び奄美地方については、それぞれを一つの区域とする。）内の情報提供地点（気圧、気温、相対湿度、日射量、風等の気象に関する情報を基に値を算出し、情報提供を行う地点をいう。次条第一号において同じ。）のいずれかで三十三以上となることが予測される場合とする。ただし、法第十九条第一項の規定により熱中症特別警戒情報を発表する場合を除く。

（熱中症特別警戒情報を発表する場合）

第二条 法第十九条第一項の環境省令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とする。

- 一 特定の日における気圧、気温、相対湿度、日射量、風等の気象に関する情報を基に算出される値（小数点以下の端数があるときは、これを四捨五入する。）の最高値が、一の都道府県内の全ての情報提供地点（別表情報提供地点の欄に掲げるものを除く。）において三十五以上となることが予測される場合
- 二 前号に掲げる場合に該当しない場合であって、自然的社会的状況により、熱中症による人の健康に係る重大な被害が生ずるおそれがあると認められる場合

（熱中症特別警戒情報の発表内容）

第三条 法第十九条第一項の環境省令で定める事項は、気温が特に著しく高くなることにより熱中症による人の健康に係る重大な被害が生じるおそれがある状況の概要その他の必要な事項とする。

(3) 熱中症対策実行計画（令和5年5月30日閣議決定）（抄）

第2章 熱中症対策の具体的な施策

1. 命と健康を守るための普及啓発及び情報提供

適切な予防や対処が実施されれば、熱中症による死亡や重症化は防ぐことができる。熱中症予防行動や熱中症になりやすい気象条件をあらかじめ知っておくことは、自身や家族、周囲の人々の健康を守るための行動の動機付けとなる。

関係府省庁は、地方公共団体等とも連携して、国民に対し多様な媒体や手段で情報提供を行い、症状（めまい・こむら返り（軽症）、頭痛・嘔吐（中等症）、意識障害（重症））や熱中症予防行動等の普及啓発を行う。また、人体と外気との熱のやりとり（熱収支）に着目し、気温、湿度、日射・輻射、風の要素を基に算出する「暑さ指数」と、熱中症警戒

情報等の活用も含め周知する。なお、令和3年から、熱中症による健康被害が生じるおそれがある場合、熱中症への警戒を呼びかけるものとして、熱中症警戒アラートが運用されてきた（日最高の暑さ指数が33以上と予測される場合に発表）。この熱中症警戒アラートは、改正適応法において熱中症警戒情報として位置付けられたところであり、当該熱中症警戒情報を積極的に活用することで、国民の熱中症に関する意識を高め、適切な熱中症予防行動を促すことが重要である。また、熱中症の発生状況等について迅速な把握と情報提供ができる体制を整えることも必要である。

（略）

4. 地方公共団体及び地域の関係主体における熱中症対策

熱中症対策は、住民への呼びかけや極端な高温の発生時における暑さを避ける場の利用促進等、住民への直接的な働きかけや対策が極めて重要である。このような活動を行う主体である地方公共団体等の地域の取組を進めていくため、先進的な取組を共有・活用しつつ、全ての関係組織や機関が連携し、一体となって対策を進める。

この際、改正適応法により、熱中症警戒情報、熱中症特別警戒情報、指定暑熱避難施設及び熱中症対策普及団体等の制度が創設されたことを踏まえ、熱中症警戒情報等の一層の活用を促すとともに、地方公共団体等における暑さを避ける場所の確保や高齢者等の見守り、声かけ等の対策を推進することが重要である。また、全国で熱中症対策を強化し、地域ごとの取組の偏在をなくすよう、環境再生保全機構においては、地域における熱中症対策に関する優良事例を収集、周知等により熱中症対策の底上げを図り、地方公共団体等による地域における熱中症対策の強化を支援していくこととする。

（略）

7. 極端な高温の発生への備え

現在は未発生であるが今後発生の可能性がある極端な高温に備え、国、地方公共団体、事業者等の全ての主体において、起こり得る影響を十分に認識し、効率的かつ機動的な対応ができるよう事前に必要な対策を整理し、準備する。

8. 熱中症特別警戒情報の発表及び周知と迅速な対策の実施

熱中症特別警戒情報は、気温が特に著しく高くなることにより、熱中症による重大な健康被害が生じるおそれがある場合と認めるとき、環境大臣から速やかに発表され、地方公共団体や報道機関等を通じて周知及び伝達される。市町村における指定暑熱避難施設の開放を含め、全ての関係者において対策を速やかに実施する。

暑さ指数 (WBGT) の予測値の算出について

1. 暑さ指数 (WBGT) とは

暑さ指数 (WBGT: Wet Bulb Globe Temperature : 湿球黒球温度)は、人体と外気との熱のやりとり (熱収支) に着目し、乾球温度 (気温)、湿度 (相対湿度)、日射・輻射、風の要素をもとに算出する指標として、特に労働や運動時の熱中症予防に用いられている。

$$\text{WBGT (}^{\circ}\text{C)} = T_w \times 0.7 + T_g \times 0.2 + T_a \times 0.1 \quad (\text{式1})$$

ここで、 T_w : 湿球温度 ($^{\circ}\text{C}$)

T_g : 黒球温度 ($^{\circ}\text{C}$)

T_a : 乾球温度 (気温) ($^{\circ}\text{C}$)

(出典: 文献1)

2. 暑さ指数 (WBGT) の予測値等と気候変動適応法・気候変動適応法施行規則との関係

気候変動適応法施行規則第1条、第2条における「特定の日における気圧、気温、相対湿度、日射量、風等の気象に関する情報を基に算出される値」とは、気象庁の数値予報及び観測値、環境省における黒球温度等の観測値により、乾球温度 (気温)、湿球温度、黒球温度から計算される暑さ指数 (WBGT) の予測値のことであり、この値を活用し、環境省は、気候変動適応法第18条、第19条第1項の熱中症警戒情報、熱中症特別警戒情報の発表を行う。

3. 暑さ指数 (WBGT) の予測値等に用いるデータ

暑さ指数 (WBGT) の予測値等の算出に、下記のデータを用いる。

(1) 気象庁の数値予報

(2) 地域気象観測システム (アメダス: Automated Meteorological Data Acquisition System) 等における観測値

(3) 環境省における黒球温度等の観測値

4. 暑さ指数 (WBGT) の予測値の算出

(1) 暑さ指数 (WBGT) 算出の基本式

地域気象観測システム (アメダス) の地域気象観測所うち、環境省が暑さ指数 (WBGT) を提供する情報提供地点 (841 か所) は屋外であり、 T_w : 湿球温度 ($^{\circ}\text{C}$)、 T_g : 黒球温度 ($^{\circ}\text{C}$)、 T_a : 乾球温度 (気温) ($^{\circ}\text{C}$) を用いて、上記 (式1) より算出する。

$$\text{WBGT (}^{\circ}\text{C)} = T_w \times 0.7 + T_g \times 0.2 + T_a \times 0.1 \quad (\text{式1})$$

(2) T_w : 湿球温度 (°C) について

気象庁の数値予報に含まれる T_a : 乾球温度 (気温) (°C)、 H : 湿度 (相対湿度) (%)、地上気圧 (hPa) (単位) を用いて、Iribarne 等の式 (式2) より算出する。なお、 T_d : 露点温度 (°C) については、 T_a : 乾球温度 (気温) (°C)、 H : 湿度 (相対湿度) (%) を用いて、飽和水蒸気圧の計算式 (式3) より算出する。

一次推計 :

$$T_w(1) = (T_a \times f \times p + T_d \times s) / (f \times p + s)$$

ここで、

$$s = (e_s - e_d) / (T_a - T_d)$$

$$e_s = \exp(C_0 - C_1 \times T_a - C_2 / T_a) \quad (T_a \text{ (°C) における飽和水蒸気圧})$$

$$e_d = \exp(C_0 - C_1 \times T_d - C_2 / T_d) \quad (T_d \text{ (°C) における飽和水蒸気圧})$$

$$C_0 = 26.66082, C_1 = 0.0091379024, C_2 = 6106.396$$

$$f = 0.0006355 \text{ (K}^{-1}\text{)} = C_p / (L \times \epsilon), C_p = 1004 \text{ (JK}^{-1}\text{Kg}^{-1}\text{)}$$

$$L = 2.54 \times 10^6 \text{ (JKg}^{-1}\text{)}, \epsilon = 0.622$$

二次推計 :

$$T_w(2) = T_w(1) - de / der \quad (\text{式2、式3})$$

ここで、 $de = f \times p \times (T_a - T_w) - (e_w - e_d)$ 、 e_w は $T_w(1)$ (°C) における飽和水蒸気圧

$$der = e_w \times (C_1 - C_2 / T_w(2)) - f \times p$$

(式2)

(出典 : 文献2)

T_w : 湿球温度 (°C) の推定誤差が 0.1°C未満になるまで二次推計式を繰り返し、この時の推定値を T_w : 湿球温度 (°C) とする。

H : 湿度 (相対湿度) (%)、 T_a : 乾球温度 (気温) (°C)、 T_d : 露点温度 (°C) における飽和水蒸気圧を用いて、(式3) で、 T_d : 露点温度 (°C) を算出する。

$$H \text{ (%) } = e_d / e_s \times 100 \quad (\text{式3})$$

$$\text{ここで、} e_d = 6.1078 \times 10^{((T_d \times A) / (T_d + B))}$$

$$e_s = 6.1078 \times 10^{((T_a \times A) / (T_a + B))}$$

$$A = 7.5, B = 237.3 \quad (\text{水})$$

$$A = 9.5, B = 265.5 \quad (\text{氷})$$

<参考>これを、 T_d について解くと、

$$T_d = (-C_2 - C_3) / C_4$$

$$\text{ここで、} C_1 = \log_{10} (H/100), C_2 = (T_a \times A \times B) / (B + T_a)$$

$$C_3 = C_1 \times B, C_4 = C_1 - A \times B / (B + T_a)$$

(出典 : 文献3)

(3) T_g: 黒球温度 (°C) について

気象庁の数値予報に含まれる T_a: 乾球温度 (°C)、SR: 全天日射量 (W/m²)、WS: 風速 (m/s) を用いて、東京・名古屋・新潟・大阪・広島・福岡の全6観測点における2010年の観測データから求めた帰式(式4)より算出する。

$$T_g = T_a - 0.17 + 0.029 \times SR - 0.48 \times WS^{1/2} - 1.27 \times 10^{-5} \times SR^2 \quad (\text{式4})$$

(出典: 文献4)

(4) T_a: 乾球温度 (気温) (°C) について

気象庁の数値予報に含まれる T_a: 乾球温度 (気温) (°C) を用いる。※詳細は6. 解説を参照

(5) 観測値のデータ等による補正

上記のとおり、気象庁の数値予報を用いて、上記(式1)～(式4)により暑さ指数(WBGT)の予測値を算出するが、より精度を向上させるために、最新の気象庁の観測値、環境省における黒球温度の観測値等を用いた暑さ指数(WBGT)の実測値・実況推定値を用いた補正を行う。

5. 暑さ指数(WBGT)の実測値・実況推定値の算出

(1) 暑さ指数(WBGT)の実測値

環境省が黒球温度観測を実施している地点では、気象観測システム(アメダス)における観測値に含まれる T_a: 乾球温度 (気温) (°C)、H: 湿度 (相対湿度) (%)、気象庁数値予報に含まれる p: 気圧 (hPa) を用いて、式2、式3より T_w: 湿球温度 (°C) を算出する。その上で環境省が観測した T_g: 黒球温度 (°C)、気象観測システム(アメダス)における観測値に含まれる T_a: 乾球温度 (気温) (°C) も用いて、式(1)より暑さ指数(WBGT)の実測値を算出する。

$$WBGT = 0.7 \times T_w + 0.2 \times T_g + 0.1 \times T_a \quad (\text{式1 再掲})$$

(2) 暑さ指数(WBGT)の実況推定値

気象観測システム(アメダス)における観測値に含まれる T_a: 乾球温度 (気温) (°C)、H: 湿度 (相対湿度) (%)、WS: 平均風速 (m/s)、気象庁数値予報値に含まれる、SR: 全天日射量 (kW/m²)、H: 湿度 (相対湿度) (%) 等を用いる小野ら(2014)の式(式5)により算出する。

$$WBGT = 0.735 \times T_a + 0.0374 \times H + 0.00292 \times T_a \times H + 7.619 \times SR - 4.557 \times SR^2 - 0.0572 \times WS - 4.064 \quad (\text{式5})$$

(出典: 文献5)

6. 解説

(1) 暑さ指数 (WBGT) の予測値等に用いるデータについて

ア. 気象庁の数値予報の優先順位について

○MSM モデルと GSM モデル

暑さ指数 (WBGT) の予測値の算出に気象庁の数値予報のうち、MSM モデルと GSM モデルによる数値予報を用いており、格子間隔が狭く、相対的に精度がよい MSM モデルを基本的に使用し、予報時間が長い GSM にてデータの補完を行う。

○モデルデータとガイダンスデータ

暑さ指数 (WBGT) の予測値の算出に気象庁の数値予報のうち、数値予報モデルの予測値は、ある空間の平均値であり、気象庁では、数値予報のモデル予測値を観測値で統計的に補正した、気象ガイダンスを数値予報の一部として配信している。一般に、気象ガイダンスの方が観測値により補正を行うため、観測値に近くなることから、気象ガイダンスが提供されている要素については、数値予報モデルそのものの値でなく、気象ガイダンスの値を用いる。

イ. 気象庁の数値予報等の補正について

○気象ガイダンスでは、1 時間毎の気温のほか、最高気温・最低気温などの統計値も提供 (1 時、2 時・・・24 時の 24 個の値と、最高気温、最低気温) される。例えば、ある日の 1 時間ごと気温最高値 ($\text{Max}\{T_i (i=1, \dots, 24)\}$) が最高気温統計値 (T_x) と異なる場合は、1 時間ごと気温最高値を最高気温統計値 ($\text{Max}\{T_i (i=1, \dots, 24)\}=T_x$) として、WBGT の計算を行う。

例：14 時の値が 25.0℃で、最高気温が 25.5℃の場合は、14 時の値を 25.5℃に差し替える。

○モデルデータの湿度は、モデルデータの 1 時間毎の値から求めた最小湿度が、ガイダンスデータの日最小値に合うように、最小湿度が予測される時間周辺を補正する。

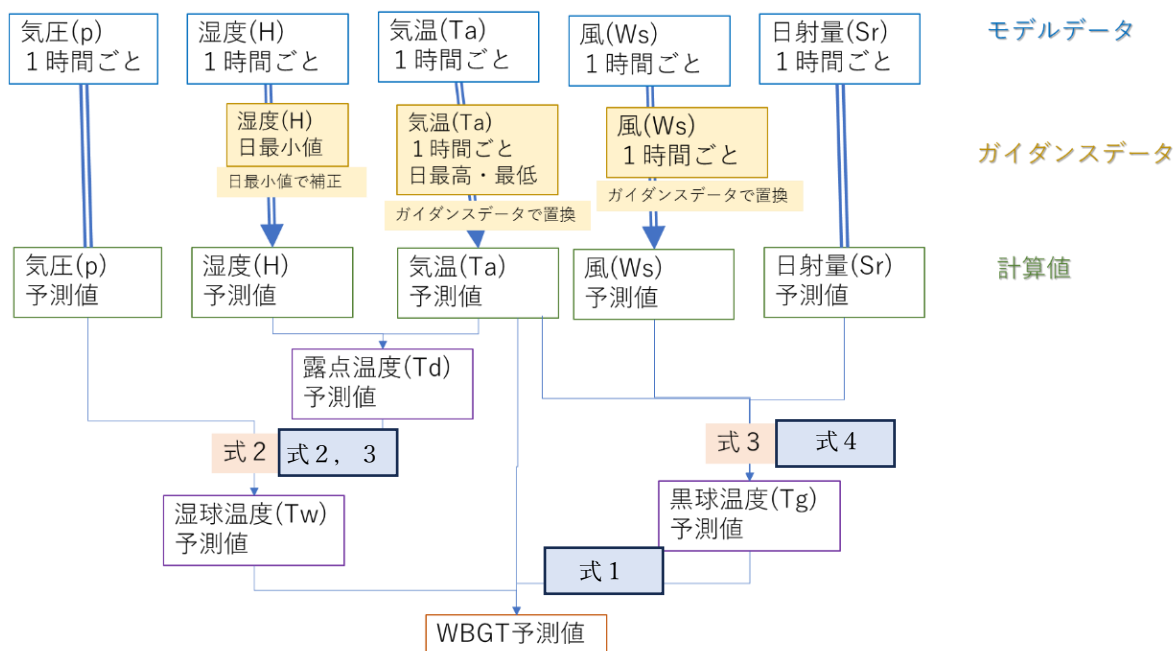
○ガイダンスデータの風は値そのものを用い、補正を行わない。

○モデルデータの気圧、日射量は値そのものを用い、補正を行わない。

ウ. 算出式について

○ T_g : 黒球温度 (℃) は、熱平衡式に基づいて T_g を推定する方法も提案されているが、気象要素、放射環境などの仮定が多いことから、観測値による回帰式を用いる。

(2) 算出式、変数及び、補正法のまとめ



(文献1) Yaglou, C. P. and Minard, C. D.: Control of casualties at military training centers, AM. Med. Ass. Archs. Ind. Health 16, 302-306, 1957.

(文献2) Iribarne, J. V., and W. L. Godson: Atmospheric Thermodynamics. 3rd ed. D. Reidel, 259 pp., 1981

(文献3) 新田ら (2005): 気象ハンドブック, p34-35, 朝倉書店

(文献4) 平成 22 年度生活環境情報総合管理システム気象情報提供業務報告書 (環境省)

(文献5) 小野 雅司ら: 通常観測気象要素を用いた WBGT (湿球黒球温度) の推定: 日本生気象学会 雑誌 50(4), 147-157, 2014

(文献6) 気象庁: 数値予報とは <https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/whitep/1-3-1.html> (2023/11/15 閲覧)

熱中症予防情報サイトにおける熱中症警戒情報発表時に提供される情報

- 熱中症警戒アラート（熱中症警戒情報）の概要（キーメッセージ）
- 熱中症警戒アラートが発表された地域において、気温が著しく高くなることにより熱中症による人の健康に係る被害が生ずるおそれがあるので、他人事と考えず、暑さから、自分の身を守りましょう！！
- まずは、屋内では、エアコン等を適切に使用し、涼しい環境で過ごしましょう。
- その上で、こまめな休憩や水分補給・塩分補給をしましょう。
- 高齢者、こども等は熱中症になりやすいので特に注意し、身近な方も見守り・声かけをしましょう。
- 皆で、身近な場所での暑さ指数（WBGT）を確認し、涼しい環境以外では、運動等を中止しましょう（皆で熱中症対策を積極的に取りやすい環境づくりをしましょう。）！！

■熱中症警戒アラートとは

- 熱中症の危険性に対する「気づき」を促すものとして、府県予報区等内において、いずれかの暑さ指数情報提供地点における、翌日・当日の日最高暑さ指数（WBGT）が33（予測値）に達する場合に発表します。
- 個々の場所の暑さ指数（WBGT）は、環境によって大きく異なりますので、身近な場所における暑さ指数（WBGT）を「熱中症予防情報サイト」で確認することや、黒球の付いたWBGT測定機器等を用いて独自に測定することをお勧めします。

■熱中症警戒アラート発表時の熱中症対策

- 熱中症とは、体温を平熱に保つために汗をかいた際、体内の水分や塩分（ナトリウム等）の減少や血液の流れが滞ることのほか体温が上昇して重要な臓器が高温にさらされることにより発症する障害の総称です。熱中症は死に至る可能性がありますが、予防法を実践することで防ぐことができます。
- 特に、高齢者、こども、持病のある方、からだに障がいのある方、肥満の方等が、熱中症になりやすい方であり、更なる注意が必要です。
- 普段以上に熱中症予防行動を実践してください。
 - ✓ 屋内では、エアコン等を適切に使用し、涼しい環境で過ごす（※1）。
 - ✓ こまめな休憩や水分補給・塩分補給
 - ✓ 身近な場所での暑さ指数（WBGT）を確認（※2）した上で、涼しい環境以外では、原則運動は行わない等の対策の実施

✓ **熱中症になりやすい方は、特に熱中症予防のための行動を実施し、身近な方からも、熱中症になりやすい方々へ、見守り・声かけを実施**

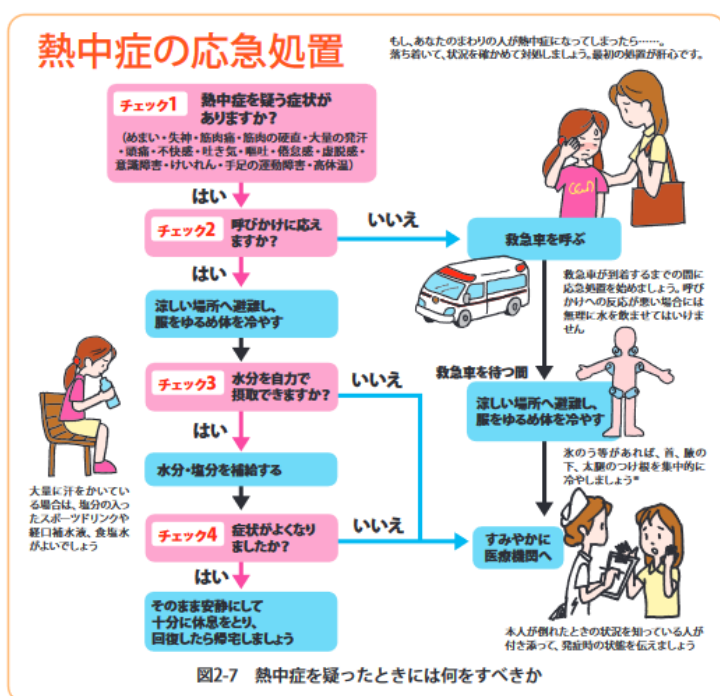
※1：熱中症対策としては、涼しい環境で過ごすことが大切です。また、衣服を緩めること、皮膚を濡らしてうちわや扇風機であおぐこと、氷やアイスパック等で冷やすことも対策として考えられます。

※2：個々の場所の暑さ指数(WBGT)は、環境によって大きく異なるため、身近な場所における暑さ指数(WBGT)を「熱中症予防情報サイト」で確認することや、黒球の付いたWBGT測定機器等を用いて独自に測定することが推奨されます。

○また、**管理者がいる場所やイベント等については、責任者が、暑さ指数(WBGT)等の実測の上、管理者がいる場所やイベント等において、適切な熱中症対策が取れていることの確認をお願いいたします。**

○**皆で熱中症対策を積極的に取りやすい環境づくりをしましょう！！**

■ **熱中症の応急処置**（予防しても、熱中症になった場合・疑った場合の対応）



(出典) 熱中症環境保健マニュアル 2022

https://www.wbgt.env.go.jp/pdf/manual/heatillness_manual_full.pdf

■参考

○全国の情報提供地点における暑さ指数 (WBGT) (841 地点) は、環境省「熱中症予防情報サイト」にて確認できます。個々の場所の暑さ指数 (WBGT) は、環境によって大きく異なりますので、身近な場所における暑さ指数 (WBGT) を「熱中症予防情報サイト」で確認することや、黒球の付いた WBGT 測定機器等を用いて独自に測定することをお勧めします。身近な場所での暑さ指数 (WBGT) を確認した上で、熱中症予防のための行動をとってください。

暑さ指数 (WBGT) :

<https://www.wbgt.env.go.jp/>

気象庁発表の予想気温 :

<https://www.jma.go.jp/bosai/wdist/#lat:35.567980/lon:135.856934/zoom:5/colordepth:normal/elements:temp>

※暑さ指数 (WBGT : Wet Bulb Globe Temperature) は気温、湿度、日射量等から算出する熱中症予防の指数です。予測値については、小数点以下の端数を四捨五入した値です。

[暑さ指数 (WBGT) の目安]

31 以上 : 危険

28 以上 31 未満 : 嚴重警戒

25 以上 28 未満 : 警戒

25 未満 : 注意 (出典 : 日常生活における熱中症予防指針 Ver. 4 (日本生気象学会作成), 2022 <https://seikishou.jp/cms/wp-content/uploads/20220523-v4.pdf>)

1. 熱中症予防情報サイトにおける熱中症特別警戒情報発表時に提供される情報

- 熱中症特別警戒アラート（熱中症特別警戒情報）の概要（キーメッセージ）
- 広域的に過去に例のない危険な暑さ等となり、人の健康に係る重大な被害が生じるおそれがあります！！
- 自分の身を守るだけでなく、危険な暑さから自分と自分の周りの人の命を守ってください！！
- ・具体的には、全ての方が自ら涼しい環境で過ごすとともに、高齢者、こども等の熱中症になりやすい方の身近な方は、熱中症になりやすい方が屋内ではエアコン等を適切に使用し、涼しい環境で過ごせているか確認してください。
 - ・また、校長や経営者、イベント主催者等の管理者は、全ての人が熱中症対策を徹底できているか確認し、徹底できていない場合は、運動、外出、イベント等の中止、延期、変更（リモートワークへの変更を含む。）等を判断してください。
- 今まで普段心掛けていただいている熱中症予防行動と同様の対応では不十分な可能性がありますので、今一度気を引き締めていただいた上で、準備や対応が必要です。

■熱中症特別警戒アラートとは

- 都道府県内において、全ての暑さ指数情報提供地点（気候変動適応法施行規則の別表情報提供地点の欄に掲げるものを除く。）における、翌日の日最高暑さ指数（WBGT）が35（予測値）に達する場合等に発表します。都道府県の枠を超えて暑い状況等が想定されますので、近隣の都道府県においても注意が必要な可能性があります。
- 自助で熱中症予防行動をとることが基本ですが、気温が特に著しく高くなることにより重大な健康被害が生じるおそれがある場合には、自助による熱中症予防行動が難しい場合もあることから、家族や身近な人々による見守りや声かけ等の共助や公助が重要となります。
- 自助を原則として、個々人が最大限の予防行動を実践するとともに、共助や公助として、個々人が最大限の予防行動を実践できるように、国、地方公共団体、事業者等全ての主体において支援するような状況です。
- 事前に市町村長（特別区の区長を含む。）が市町村（特別区を含む。）の区域内に存する施設を指定暑熱避難施設として指定している場合には、熱中症特別

警戒情報が発表される際、当該指定暑熱避難施設が開放されます。

○なお、熱中症警戒アラートは、熱中症の危険性に対する「気づき」を促すものとして、府県予報区等内において、いずれかの暑さ指数情報提供地点における、翌日・当日の日最高暑さ指数(WBGT)が33(予測値)に達する場合に発表します。

○個々の場所の暑さ指数(WBGT)は、環境によって大きく異なりますので、黒球の付いたWBGT測定機器等を用いて独自に測定することをお勧めします。

■熱中症特別警戒アラート発表時の熱中症対策

○熱中症とは、体温を平熱に保つために汗をかいた際、体内の水分や塩分(ナトリウム等)の減少や血液の流れが滞ることのほか体温が上昇して重要な臓器が高温にさらされることにより発症する障害の総称です。熱中症は死に至る可能性があります。予防法を実践することで防ぐことができます。そのため、全ての国民が自助の徹底を行うことが重要です。

○特に、高齢者、こども、持病のある方、からだに障がいのある方、肥満の方等は、熱中症になりやすい方です。熱中症になりやすい方々は、自助による熱中症予防行動が難しい場合もあることから、家族や身近な人々による見守りや声かけ等の共助等を積極的に行うことが大切です。

○以下のとおりの熱中症予防行動の実施の徹底をお願いいたします。

- ✓ 屋内では、エアコン等を適切に使用し、涼しい環境で過ごす(※1)。
- ✓ こまめな休憩や水分補給・塩分補給
- ✓ 身近な場所での暑さ指数(WBGT)を確認(※2)した上で、涼しい環境以外では、原則運動は行わない等の対策の徹底
- ✓ 熱中症になりやすい方は、特に熱中症予防のための行動を徹底し、身近な方からも、熱中症になりやすい方々へ、見守り・声かけを徹底

※1：熱中症対策としては、涼しい環境で過ごすことが大切です。また、衣服を緩めること、皮膚を濡らしてうちわや扇風機であおぐこと、氷やアイスパック等で冷やすことも対策として考えられます。

※2：個々の場所の暑さ指数(WBGT)は、環境によって大きく異なるため、黒球のついたWBGT測定機器等を用いて独自に測定することが推奨されます。

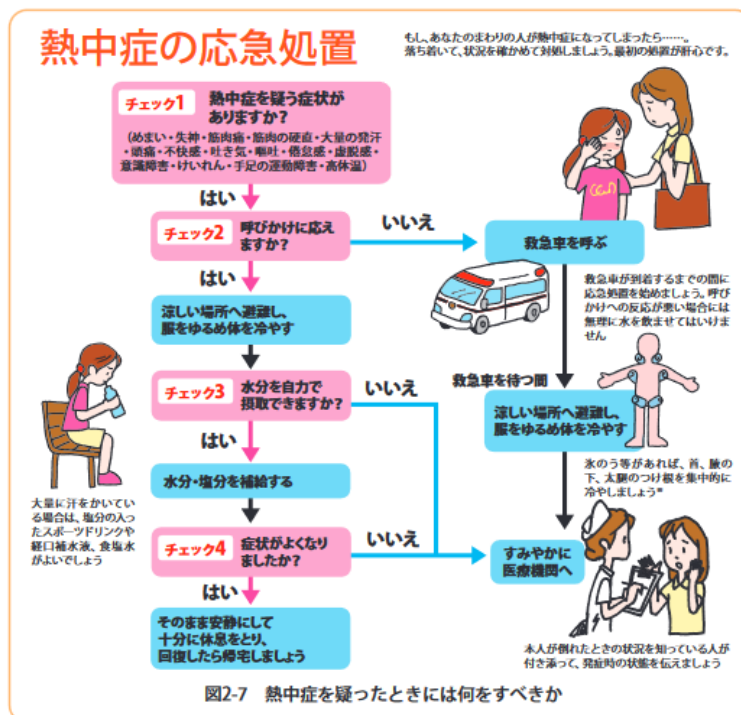
○熱中症対策としては、涼しい環境で過ごすことが大切なため、市町村が事前に指定を行っているクーリングシェルター(指定暑熱避難施設)※が指定の時間帯

に開放されます。自宅にエアコンがある場合等、涼しい環境が確保できる際には、クーリングシェルターへの移動は必須ではありません。

※クーリングシェルター（指定暑熱避難施設）とは、暑さをしのげる場の確保として、市町村長が、冷房設備を有する等の要件を満たすことから指定した施設（公民館、図書館、ショッピングセンター等）となります。詳細については、市町村の発表している情報を参照願います。

○また、管理者がいる場所やイベント等は、責任者が、暑さ指数（WBGT）等の実測の上、適切な熱中症対策が取れていることを確認し、適切な熱中症対策が取ることができない場合は中止・延期の検討をお願いいたします。

■熱中症の応急処置（予防しても、熱中症になった場合・疑った場合の対応）



(出典) 熱中症環境保健マニュアル 2022

https://www.wbgt.env.go.jp/pdf/manual/heat_illness_manual_full.pdf

なお、気温が広域的に過去に例のない危険な暑さ等となり、熱中症救急搬送者数の大量発生を招き、医療の提供に支障が生じる可能性があります。医療機関への受診が難しい場合においては、重症化等の予防に、衣類を緩めること、皮膚を濡らしてうちわや扇風機であおぐこと、氷やアイスパック等で冷やすことも対策として考えられます。

■参考

○全国の情報提供地点における暑さ指数 (WBGT) (841 地点) は、環境省「熱中症予防情報サイト」にて確認できます。個々の場所の暑さ指数 (WBGT) は、環境によって大きく異なりますので、黒球の付いた WBGT 測定機器等を用いて独自に測定することをお勧めします。身近な場所での暑さ指数 (WBGT) を確認した上で、熱中症予防のための行動をとってください。

暑さ指数 (WBGT) :

<https://www.wbgt.env.go.jp/>

気象庁発表の予想気温 :

<https://www.jma.go.jp/bosai/wdist/#lat:35.567980/lon:135.856934/zoom:5/colordepth:normal/elements:temp>

※暑さ指数 (WBGT : Wet Bulb Globe Temperature) は気温、湿度、日射量等から算出する熱中症予防の指数です。予測値については、小数点以下の端数を四捨五入した値です。

[暑さ指数 (WBGT) の目安]

31 以上 : 危険

28 以上 31 未満 : 嚴重警戒

25 以上 28 未満 : 警戒

25 未満 : 注意 (出典 : 日常生活における熱中症予防指針 Ver. 4 (日本生気象学会作成), 2022 <https://seikishou.jp/cms/wp-content/uploads/20220523-v4.pdf>)

2. 熱中症特別警戒情報の通知

令和〇年〇月〇日

(都道府県名) 知事 殿
(都道府県名) 知事 殿

環境大臣 名

熱中症特別警戒情報 (通知)

令和〇年〇月〇日は、気温が特に著しく高くなることにより熱中症による人の健康に係る重大な被害が生じるおそれがあると認められることから、当該被害の発生を特に警戒すべき旨の情報である「熱中症特別警戒情報」として、気候変動適応法（以下「法」という。）第 19 条第 1 項の規定に基づき下記のとおり通知します。貴職におかれては、法第 19 条第 2 項に基づき貴管内の全ての市町村長（特別区の区長を含む。）にこの旨を通知ください。

なお、本通知の内容については、本日午後 2 時頃に環境省として発表予定であることを申し添えます。

記

期間：令和〇年〇月〇日午前 0 時から午後 11 時 59 分 地域：(都道府県名) (都道府県名)

キーメッセージ

- 広域的に過去に例のない危険な暑さ等となり、人の健康に係る重大な被害が生じるおそれがあります！
- 自分の身を守るだけでなく、危険な暑さから、自分と自分の周りの人の命を守ってください！
- 今まで普段心掛けていただいている熱中症予防行動と同様の対応では不十分な可能性がありますので、今一度気を引き締めていただいた上で、準備や対応が必要です。

具体的な対応（※）を含む詳細は次頁以降をご参照ください。

※：全ての方が自ら涼しい環境で過ごすとともに、高齢者、こども等の熱中症になりやすい方の身近な方は、熱中症になりやすい方が屋内ではエアコン等

を適切に使用し、涼しい環境で過ごしているか確認してください。また、校長や経営者、イベント主催者等の管理者は、全ての人が熱中症対策を徹底できているか確認し、徹底できていない場合は、運動、外出、イベント等の中止、延期、変更（リモートワークへの変更を含む。）等を判断してください。

1. 概要

令和〇年〇月〇日は、熱中症による人の健康に係る重大な被害が生じるおそれがある暑さが予想されることから、熱中症特別警戒情報を発表します。

[令和〇年〇月〇日の予測される日最高暑さ指数（WBGT）：令和〇年〇月〇日 10時時点]（なお、本通知においては、「熱中症特別警戒情報の発表の判断の際に参照しない地点」の暑さ指数（WBGT）についても記載しています。）
(地点名) (暑さ指数)、(地点名) (暑さ指数)

2. 熱中症予防行動の徹底について

- 熱中症特別警戒情報が発表されている間においては、特に以下の熱中症予防行動を徹底することが重要です。
 - ✓ 屋内では、エアコン等を適切に使用し、涼しい環境で過ごす（※1）。
 - ✓ こまめな休憩や水分補給・塩分補給
 - ✓ 身近な場所での暑さ指数（WBGT）を確認（※2）した上で、涼しい環境以外では、原則運動は行わない等の対策の徹底
 - ✓ 熱中症になりやすい方は、特に熱中症予防のための行動を徹底し、身近な方からも、熱中症になりやすい方々へ、見守り・声かけを徹底

※1：熱中症対策としては、涼しい環境で過ごすことが大切です。また、衣服を緩めること、皮膚を濡らしてうちわや扇風機であおぐこと、氷やアイスパック等で冷やすことも対策として考えられます。

※2：個々の場所の暑さ指数（WBGT）は、環境によって大きく異なるため、黒球のついたWBGT測定機器等を用いて独自に測定することが推奨されます。

- また、管理者がいる場所やイベント等については、責任者が、暑さ指数（WBGT）等の実測の上、適切な熱中症対策が取れていることを確認し、適切な熱中症対策が取ることができない場合は中止・延期を検討することが重要です。

3. 指定暑熱避難施設の開放について

暑さをしのぐための場所として、法第 21 条第 1 項に基づき「指定暑熱避難施設」(クーリングシェルター)を指定している市町村(特別区を含む。)では、法第 21 条第 5 項に基づき、当該施設があらかじめ定められた時間に開放されることとなります。

熱中症特別警戒情報について

熱中症特別警戒情報は、熱中症による人の健康に係る重大な被害が生ずるおそれがある場合に、熱中症予防行動を自主的にとる「自助」のみならず、周囲の方々が相互に助け合う「共助」や、公的な対応としての「公助」を組み合わせ、熱中症の発生をより積極的に抑えるために発表するものです。原則、都道府県内の暑さ指数（WBGT）の情報提供を行っている全ての地点（気候変動適応法施行規則の別表情報提供地点の欄に掲げるものを除く。）において、暑さ指数（WBGT）の最高値が35以上（小数点以下の端数を四捨五入した値）となることが予測される場合に発表します。発表単位は、都道府県です。

熱中症について

熱中症とは、体温を平熱に保つために汗をかいた際、体内の水分や塩分（ナトリウム等）の減少や血液の流れが滞ることのほか体温が上昇して重要な臓器が高温にさらされることにより発症する障害の総称です。熱中症は死に至る可能性があります。予防法を実践することで防ぐことができます。また、応急処置により、重症化を回避し後遺症を軽減できます。

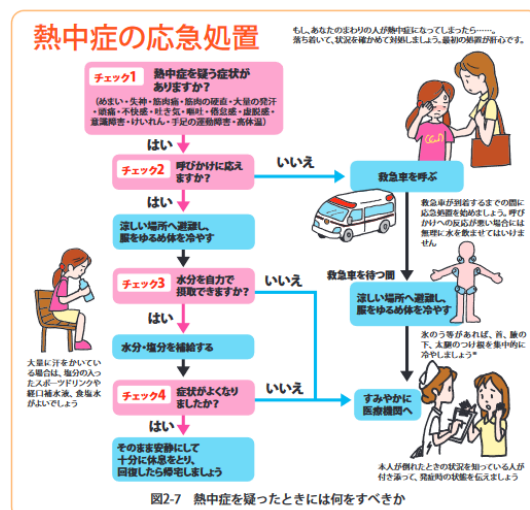
（出典）熱中症環境保健マニュアル2022（Ⅰ 1. 熱中症とは何か P2～）

https://www.wbgt.env.go.jp/pdf/manual/heatillness_manual_full.pdf

熱中症特別警戒情報が発表されている時は、熱中症による人の健康に係る重大な被害が生じるおそれがあります。熱中症を疑う症状がある方を見かけた場合は、涼しい場所への避難、脱衣と冷却、水分補給などの応急処置を速やかに行いましょう。

（出典）熱中症環境保健マニュアル2022（Ⅱ 3. 熱中症を疑ったときには何をすべきか P24～）

https://www.wbgt.env.go.jp/pdf/manual/heatillness_manual_full.pdf



暑さ指数 (WBGT) について

- 暑さ指数 (WBGT) は、人体と外気との熱のやり取り (熱収支) に着目し、気温、湿度、日射・輻射 (ふくしゃ)、風の要素を基に算出する指標です。環境省では、暑さ指数 (WBGT) の現在の実況の数値と予測の数値を提供しています。

- このうち、実況の数値は「実測値」と「実況推定値」の2種類あります。実測値とは、環境省が実際に観測した黒球温度を用いて算出した数値です。算出に当たり、①環境省が観測した黒球温度、②気象庁が観測した気温、③気象庁が観測した気温・相対湿度・気圧から近似値で計算した湿球温度、の3つの値を用いています。実況推定値とは、気象庁が観測した気温に加え、気象庁の観測データ及び数値予報データを用いて算出した数値であり、現在の暑さ指数 (WBGT) の実況の推定値です。これらを現在の暑さ指数 (WBGT) の実況の数値として、1時間ごとの数値を熱中症予防情報サイトで提供しています。

- また、暑さ指数 (WBGT) の予測の数値として提供している「予測値」とは、環境省が、気象庁の最新の数値予報データ (気圧、気温、相対湿度、平均風速、日射量) の予測値を用いて算出した、暑さ指数 (WBGT) の予測の数値です。

- 環境省では、全国 841 地点の暑さ指数 (WBGT) に関する情報提供を行っており、47 地点の暑さ指数 (WBGT) の実測値、794 地点の暑さ指数 (WBGT) の実況推定値を提供するとともに、全ての地点の暑さ指数 (WBGT) の予測値を提供しています (地点数はいずれも令和 8 年 4 月時点)。全国の情報提供地点の暑さ指数 (WBGT) は、環境省の熱中症予防情報サイトにて確認できます。

- 個々の場所の暑さ指数 (WBGT) は、環境によって大きく異なりますので、黒球のついた WBGT 測定機器等を用いて独自に測定していただくことをお勧めします。身近な場所の暑さ指数 (WBGT) を確認した上で、熱中症予防行動を実施してください。

暑さ指数 (WBGT) :

<https://www.wbgt.env.go.jp/>

気象庁発表の予想気温：

<https://www.jma.go.jp/bosai/wdist/#lat:35.567980/lon:135.856934/zoom:5/colordepth:normal/elements:temp>

[暑さ指数 (WBGT) の目安]

31 以上：危険

28 以上 31 未満：厳重警戒

25 以上 28 未満：警戒

25 未満：注意

(出典：日常生活における熱中症予防指針 Ver. 4 (日本生気象学会作成),
2022 <https://seikishou.jp/cms/wp-content/uploads/20220523-v4.pdf>)